

近畿救急医学研究会会則

第1章 総則

〔名称〕

第1条 本会は、近畿救急医学研究会（日本救急医学会近畿地方会）と称する。

〔事務局〕

第2条 本会の事務局は、「大阪市住吉区万代東三丁目1番56号、大阪府立病院救急診療科」に置く。

第2章 目的及び事業

〔目的〕

第3条 本会は近畿地方における救急医療の普及、発展および研究に貢献することを目的とする。

〔事業〕

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 救急医療関連事項の調査
- (3) 前各号の研究調査結果の記録
- (4) 機関誌等学術刊行物の発行
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

〔会員の任務〕

第5条 会員は、本会の事業に協力するものとする。

〔会員〕

第6条 会員は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会員：本会に顕著な功績のあった者で、別に定める細則による幹事の推薦により常任幹事会および幹事会の議決を経て総会の承認を得た者
- (2) 正会員：本会の目的に賛同し、所定の手続きを経て入会申請し、常任幹事会の承認を受けた者
- (3) 施設会員：本会の目的に賛同し、所定の手続きを経て入会申請し、常任幹事会の承認を受けた団体
- (4) 賛助会員：本会の目的に賛同し、これを援助する団体で、常任幹事会の承認を受けた者

第7条 会員は、退会または転居するときにはすみやかに事務局に通知しなければならない。

〔会費〕

第8条 会員は、毎年所定の年会費を支払わなければならない。

〔会員資格の喪失〕

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合に会員の資格を喪失する。

- (1) 退会の手続きを完了した時
- (2) 会費を3年以上納めなかった時
- (3) 死亡した時
- (4) 除名された時

〔除名〕

第10条 本会の会則に違反し、又は本会の名誉を著しく損った者は、常任幹事会ならびに幹事会の議決を経て代表幹事がこれを除名する。

第4章 役員

〔役員〕

第11条 本会には次の役員をおく。

- (1) 常任幹事：9名以上12名以内
- (2) 監事：2名以内

2. 役員の任期は、選任された幹事会の翌日から、3年後の幹事会終了の日までとする。
3. 会員の資格を失った役員は、役員の資格を失う。

【常任幹事、代表幹事】

第12条 常任幹事は幹事会において幹事の中から選出し、代表幹事は常任幹事会で常任幹事の中から選出する。

2. 代表幹事は、本会を代表し、本会の会務を総括する。
3. 代表幹事の任期は、3年とし再任は妨げない。
4. 代表幹事に事故あるときは、最年長の常任幹事はその職務を代行する。
5. 常任幹事は、常任幹事会を構成し、会則にしたがって会務を執行する。

【監事】

第13条 監事は幹事会において幹事の中から選出し、本会の会計および会務執行を監査する。

【学術集會会長】

第14条 学術集會会長は、幹事の中から選出し、常任幹事会の議を経て、幹事会で決定される。

2. 学術集會会長の任期は、学術集會終了の翌日から当該学術集會終了の日までとする。
3. 学術集會会長は、学術集會を主宰する。
4. 学術集會会長は、その任期の前後を含めて常任幹事会に出席することができる。

第5章 幹事

【幹事】

第15条 幹事は、別に定める規定により、会員の中から選出する。

2. 幹事は、幹事会を組織し、会則にしたがって重要事項を審議する。
3. 幹事総数は、全会員の10%程度とする。
4. 任期は3年毎に行われる再任審査の前日までとし、再任を妨げない。

第6章 會議および委員会

【總會】

第16条 總會は、次の各号にしたがって開催する。

- (1) 總會は、正会員と施設会員の代表者をもって構成する。
- (2) 代表幹事は、原則として年1回の總會を招集し、本条第3項の承認をはかり、常任幹事会ならびに幹事会の決定事項を報告する。
- (3) 次の事項は總會の承認を要する。
 - ア 収支決算
 - イ 本会の解散
 - ウ その他、幹事会において必要と認められた事項
- (4) 總會の議長は、学術集會会長とする。
- (5) 總會における議事は、總會出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

【常任幹事会】

第17条 常任幹事会は、次の各号にしたがって開催する。

- (1) 代表幹事は、必要に応じて常任幹事会を招集し、その議長になる、
- (2) 代表幹事は、常任幹事の2分の1以上または監事の請求があるときは常任幹事会を招集しなければならない。
- (3) 常任幹事会は、常任幹事現任数の3分の2以上が出席しなければ議事を行い、議決することができない。
ただし、当該議事について、あらかじめ文書によって意志を表示した者は、これを出席者とみなすことができる。

【幹事会】

第18条 幹事会は、次の各号にしたがって開催する。

- (1) 学術集會時の定期幹事会は、会長が招集し、その議長になる。
- (2) 代表幹事は、幹事の2分の1以上または監事の請求があるときは幹事会を招集しなければならない。

(3) 幹事会の成立には委任状を含めて幹事の2分の1以上の出席を要し、議事の決定は出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(4) 幹事会は、次の事項について審議する。

ア 事業計画および収支予算

イ 事業報告および収支決算

ウ 会則の変更ならびに本会の解散

エ 委員会の設置および解散

オ その他、常任幹事会において必要と認められた事項

(5) 名誉会員は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第19条 すべての会議の議事録は、議長が作成し署名してこれを事務局に保管する。

【学術集会】

第20条 学術集会は年2回の定例集会のほか、時宜に応じてこれを開催することができる。

【委員会】

第21条 本会には、その事業の円滑な実施をはかるため、次の各号にしたがって委員会を設置することができる。

(1) 委員会の設置および解散は、幹事会の議決による。

(2) 委員会の委員長および委員は代表幹事が委嘱する。

(3) 委員の任期は、特に定めない。

第7章 看護部会、救急隊員部会

【看護部会、救急隊員部会】

第22条 本会に、第2章に掲げる目的を達成するため、看護部会、救急隊員部会を置く。

第23条 各部会は、それぞれ本会会員の看護師、救急隊員をもって組織する。

第24条 各部会は、毎年2回以上開催するものとする。

第25条 各部会は、会則第2章に則り、それぞれの会則等を規定することができる。

第8章 会計

【経費】

第26条 本会の経費は年会費、各種補助金、寄付金および事業に伴う収入をもってこれにあてる。

第27条 既に納入された会費は、正当な理由がなければ返還しない。

【会計年度】

第28条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後に代表幹事が作成し、幹事会および総会の承認を受けなければならない。

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第9章 補則

【会則の変更】

第30条 本会の会則は、常任幹事会および幹事会の議決を経なければ、改正することができない。

第31条 本会の会則施行に必要な細則は、常任幹事会の議決を経て別に定める。

付 則

この会則は、昭和50年9月17日から施行する。

この改正は、昭和52年9月19日から施行する。

この改正は、昭和56年9月4日から施行する。

この改正は、平成11年7月10日から施行する。

この改正は、平成11年7月10日から施行する。

近畿救急医学研究会会則施行細則

第1章 幹事の選出

- 第1条** 幹事の選出は、本会会則によるほかはこの細則に従い、幹事会の審査によって行う。
- 第2条** 幹事になるため審査を受けようとする者は、定期幹事会の10日前までに幹事による推薦状と履歴書を本会事務局に提出するものとする。
- 第3条** 幹事の選出は、幹事会毎にこれを行う。
- 第4条** 幹事の再任は、3年毎にこれを行う。
- 第5条** 再任を含めて幹事候補者が具備すべき資格条件は、次のとおりである。
- (1) ひきつづき3年以上本会会員であり、かつ会費を完納していること
 - (2) 最近3年間に救急医学に関する十分な業績のあること
 - (3) 幹事の推薦があること
 - (4) 正当な理由なくして連続3年間にわたり幹事会を欠席した者は、次期の審査を受ける資格を喪失する。
- 第6条** 幹事の選出に関して疑義が生じたときは、常任幹事会の審議・決定に従うものとする。

第2章 常任幹事および監事の選任

- 第7条** 常任幹事および監事の選出は、本会会則によるほか、この細則によって行う。
- 第8条** 常任幹事は看護部会、救急隊員部会の代表、および事務局担当幹事を含むものとする。
- 第9条** 幹事は、他の幹事を被推薦者の承諾を得て、常任幹事・監事の候補者として推薦することができる。
- 第10条** 役員に欠損が生じたときは、補欠選出を行うことができる。
2. 補欠選出による常任幹事の任期は、前任常任幹事の任期残余期間とする。

第3章 名誉会員の推薦

- 第11条** 名誉会員を推薦するときは、幹事による推薦書および被推薦者の履歴書を定例幹事会の10日前までに事務局に提出するものとする。
- 第12条** 名誉会員の推薦基準は、次の各号のいずれかに該当する65歳以上の者とする。
- (1) 本学会常任幹事、監事などを務め、本会の進歩発展に寄与した者
 - (2) 近畿救急医学研究会学術集會会長経験者
 - (3) 近畿救急医学研究会世話人経験者
 - (4) その他、本会の進歩発展に著しく貢献した者

第4章 会費

- 第13条** 本会の会費年額は次のとおりとする。
- (1) 会費

ア 正会員	医師	2,000円
	医師以外	1,000円
イ 施設会員		10,000円
ウ 賛助会員		一口30,000円
 - (2) 名誉会員は会費の納入を要しない。

第5章 細則の変更

- 第14条** この細則の改正は、常任幹事会の議決を経て幹事会に報告しなければならない。

付 則

この細則は、平成11年7月10日から施行する。

この改正は、平成14年7月6日から施行する。

施設会員のうち、消防本部の会費年額は当面5、000円とする。